

平成28年度 第7回対馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年 2月24日(金) 午後3時30分から午後4時50分

2. 開催場所 対馬グランドホテル 会議室

3. 出席委員 (24人)

1番 太田吉雄	2番 鬼橋孝幸	3番 桐谷善明
4番 小島喜介	5番 畑島孝吉	6番 庄司幹雄
7番 長瀬円	8番 初村重政	9番 岡村高史
11番 吉野敏	12番 阿比留なみ恵	13番 佐伯武久
14番 佐伯理	15番 永留縫子	16番 兵頭榮司
17番 御手洗輝美	18番 糸瀬安則	19番 小宮貞司
20番 小宮正至	21番 神宮教子	23番 縫田和己
24番 上野秀一	25番 高松武人	27番 中村國安

4. 欠席委員 (3人)

10番 松村英二	22番 須川久己	26番 春田新一
----------	----------	----------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第24号 非農地証明書交付願いについて

議案第25号 非農地通知について

議案第26号 農地法52条の規定に基づく賃貸料情報の提供について

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長

春日亀 剛 一

農業委員会事務局参事兼課長補佐

庄司 克 啓

中対馬振興部地域振興課主任

牧山 隆 広

上対馬振興部地域振興課副参事兼係長

糸瀬 博 隆

7. 会議の概要

議 長

会長挨拶（省略）

ただ今より、平成28年度第7回対馬市農業委員会総会を開会いたします。
現在の委員定数は27名、本日の出席者は24名で、総会は成立いたしますので対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長

それでは、4番の小島喜介委員、5番の畑島孝吉委員にお願いいたします。

議事日程第2、会期についておはかりします。お手元に配布しております日程のとおり、本日、1日にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしと認め、本日、1日といたします。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び課長補佐を指名いたします。

つづきまして、議事日程第4、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。今回は3件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

（事務局長挙手）

事務局長

それでは、議案書の1ページをお開き願います。議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請でございます。

番号1は、厳原町〇〇の〇〇さんから同地区の〇〇さんに畑2筆を贈与するものであります、経営面積は2,857平米でございます。

番号2は、厳原町〇〇の〇〇さんから同地区の〇〇さんに田5筆を贈与するものであります、経営面積は3,554平米でございます。

2ページをお開き願います。

番号3は、上県町〇〇の〇〇さんから同地区の〇〇さんに畑2筆を売買するものであります、経営面積は5,004平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明が終わりました、番号1から地元委員の補足説明をお願いします。

（6番委員挙手）

6番 庄司幹雄委員

議案第22号の1番について、説明いたします。2月23日に申請者の〇〇さん、〇〇さんと農林しいたけ課の石丸さんと私とで、現地を確認しました。譲渡人の〇〇と譲受人の〇〇さんは従兄弟関係にあり、申請については、何ら異常がないと判断しました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(3番委員挙手)

3番 桐谷善明委員

22号の2について、ご説明いたします。本件に5筆あるわけですが、田5筆を父の〇〇から〇〇の方へ、贈与するための申請であります。田んぼにつきましては、2月17日午前9時半より農林しいたけ課の石丸さん、それから本人の〇〇さん私と3人で立会をしまして、確認をいたしております。何ら問題は無いかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(20番委員挙手)

20番 小宮正至委員

議案22号の農地法第3条の規定による許可申請についての地元委員としての説明をさせていただきます。2月21日、事務局、振興課の糸瀬さん、私、そして譲渡人、譲受人、双方で立会をいたしました。その結果、双方の確認もでき、何ら問題ないと思っております。場所については、〇〇君の作っている隣になる場所でございます。問題ないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。質疑等がございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、番号1から番号3まで一括して賛否を問いたいと思っております。よろしいでしょうか。(はいの声あり)

それでは、議案第22号の番号1、2、3について、許可することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

全員賛成でございます。原案のとおり許可することに、決定いたします。

議長

次に、議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。2件の申請でございます。

事務局の説明を求めます。

事務局長

議案書の3ページをお願いします。議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、美津島町〇〇の〇〇さんから同地区の〇〇さんに同地区の畑1筆を賃貸で事務所および駐車場用地に、転用申請をするものであります。位置図、配置図等を4から8ページに添付しておりますので、ご参照ください。

番号2は、東京都大田区の〇〇さんから北海道帯広市の〇〇株式会社、代表

取締役、〇〇さんに峰町〇〇の畑2筆を賃貸で太陽光発電施設用地に転用するものであります、位置図、配置図等は9から15ページをご参照ください。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました、番号1から地元委員の補足説明をお願いします。

(11番委員挙手)

11番 吉野敏委員

番号1について説明いたします、20日の日に双方2人と職員の石丸さんと現地に行き確認をいたしました。確認しましたところ、双方とも、貸します、借りますということが、はっきり出来とります。何ら問題はないと思いますので、よろしく審議の程、お願い申し上げます。

(17番委員挙手)

17番 御手洗輝美委員

番号2について、補足説明します、2月21日に永留委員、事務局の庄司さん、私、申請者の代理人である〇〇さんとで、現地の確認を行いました。平成26年に今回の申請人である、〇〇株式会社が第4回総会で許可申請をしていました、峰町〇〇と一体の計画で太陽光発電施設の設置を目指し経済産業省に申請をしてありましたが、なかなか許可が下りなかったため、農地中間管理事業を活用し、対馬市農業振興公社が借り受けて、飼料作物の作付けをしておりました。昨年9月に経済産業省の認可があり、今回の申請に至ったもので、一体の計画の代表地番、今回の〇〇であり、所有者の〇〇氏も当初から太陽光発電の設置に理解を示されておりましたが、認可まで時間がかかり、半ばあきらめていたところ、認可決定があった次第です。申請の農地の周囲は雑種地が取り巻いており、設置する太陽光パネルの体高値が1.79メートルであり、近隣の農地に対する影響はないと思いますので、ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました、質疑等がございませんでしょうか。

(18番委員挙手)

18番 糸瀬安則委員

地元委員さんにお伺いしますが、〇〇の駐車場、事務所ですが、このような状態で使用にされるのですか、それとも、かさ上げをされてされるのですか、あるいは、排水溝あたりは、どうなのですか。

(11番委員挙手)

11番 吉野敏委員

農地については、一切扱わないと、そのまま借りて、建てて事務所として、駐車場として使うそうです、期限も一ヶ月だということですので、周囲にも何ら問題ないと思っています。

議 長

他に、質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、番号1、2を一括して賛否を問いたと思いますが、よろしいでしょうか。(異議なしの声あり)

それでは、議案第23号の番号1、2つきまして、許可相当とすることに、賛成の方の挙手をお願いいたします。賛成多数でございます。

原案のとおり、許可相当とし、県知事に進達することに、決定します。

次に、議案第24号の「非農地証明交付願いについて」を議題とします。3件の申請でございます。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の16ページをお開き願います、議案第24号、非農地証明書交付願いについて、でございます。

番号1の申出人は、巖原町〇〇の〇〇さんで、申請地は巖原町〇〇の畑1筆でございます。位置図、写真等は、17から20ページをご参照ください。

番号2の申出人は、美津島町〇〇の〇〇さんで、申請地は同じく〇〇の畑2筆でございます。位置図、写真等は、21から26ページをご参照ください。

番号3の申出人は、峰町〇〇の〇〇さんで、申請地は同じく〇〇の畑1筆でございます。位置図、写真等は、27から30ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

番号1から地元委員の補足説明をお願いします。

(2番委員挙手)

2番 鬼橋孝幸委員

議案第24号の1について説明いたします。今月の20日に申請人の〇〇さん、農林しいたけ課の石丸さん、私とで現地を確認いたしました。

申請地につきましては、〇〇地区の住宅が多く、近くに保育所がありまして、送迎の車が多く、耕作に不向きな農地であり、現在、雑木等が茂っております、今後の耕作は難しく、申請については何ら問題ないと思われ、何卒審議の程、お願いします。

議 長

番号2の地元委員さん。

(11番委員挙手)

11番 吉野敏委員

番号2について説明いたします。20日の日に本人と職員の石丸さんと現地に行き確認いたしました。

本人もかなりの高齢でございまして、家には、すべて農機具、機械等は置いて

ない、持ってないということで、農業については、やる気持もなし、どうしたらよいかということで、農地から外していただきたいということで、ございましたので、こういう申請になったしだいでございます。よろしくご審議の程、お願いします。

議 長

番号3の地元委員さん。

(17番委員挙手)

17番 御手洗輝美委員

2月27日に永留委員、事務局の庄司さん、私、申請者の代理人である〇〇さんと現地を確認を行いました。

申請地は〇〇地区公民館の駐車場に隣接し、国道に面する三角地で、地籍調査において、筆界未定となっている、土地の一部で、昭和39年頃、道路拡張により残地になった土地であります。国道を含む土地が筆界未定であるため、耕作がなされてなく、申請地番を含む一帯が原野化しているのであります。筆界は未定であります。地目の変更が目的であり土地全体が非農地かしているため、非農地証明書の交付については問題ないと考えられ、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました、質疑等がございませんでしょうか。

(23番委員挙手)

23番 縫田和己委員

筆界未定の場合、地目の変更は出来るわけですか、国土調査で筆界未定になっているのでしょ。

(事務局挙手)

事務局長補佐

筆界未定になっていますが、境界が未定ということで、地目の変更につきましては、28ページの資料をご覧いただけたらと思うのですが、この赤で囲まれた国道を含む三角地が筆界未定となっております、この中に黄色のマーカで示している部分が、今回の地番でございます、すべてを含む地番が、非農地化していることで、地目の変更のみは可能になります。ここで筆界をきめることなく、あくまでも農地か非農地かという判断をしていただくことですので、地目の変更については可能となります。

(23番委員挙手)

23番 縫田和己委員

今からさきに、こういう事が出てくると思うのですよね、非農地地目だけ変えるのではなくて、それにちなみ、筆界未定地を無くすための、道はないのかなあと。

(事務局長挙手)

事務局長

今、課長補佐が説明しましたように、筆界未定の全体が非農地の場合、非農地の判断とするのは分かりますが、筆界を決定するのは農業委員会では、権限はありませんので、国調終了後は、自分たちですることになっております、関係する人たちで筆界を決めて、自分たちで測量することになると思います。

議長

協議会にします。

総会に戻ります。

ほかに質疑等ございませんか。

質疑が無いようにありますので、賛否を問います。番号1、2、3を一括して賛否を問いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、議案第24号の番号1、2、3につきまして、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

全員賛成でございます。原案のとおり承認することに、決定いたします。

次に、議案第25号「非農地通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の31ページをお開き願います。議案第25号、非農地通知について、でございます。

提案理由、農地利用状況調査（荒廃農地調査）等の調査結果に基づき、農地として再生することが困難と思われる農地を非農地として判断し、適正な農地管理を実施するため、提案するものであります。

1、非農地通知を発出すると判断される農地、資料1に1筆ごとに、一覧表を掲載していません、資料2に1筆ごと、図示しています。

2、対象となる筆数は1、368筆。

3、対象となる面積712、453平米となります。

非農地判断は、提案理由の農地利用状況の他に課税台帳の現況地目と航空写真で確認しております。

資料1、2について説明します。資料1をお願いします。非農地通知対象農地一覧であります、表紙の裏をご覧ください、地区別の一覧になります、今年度も農地中間管理事業を行った地区を中心に非農地通知を行います、厳原〇〇も通知しております、1ページをご覧ください、1筆ごとの一覧です、左から所在地、登記地目、登記面積、現況地目、所有者氏名、荒廃農地調査分類、判断根拠と記載しております。27ページまでありますので、ご参照ください。

資料2をご覧ください、非農地通知対象農地の位置図です、1枚めくってください、〇〇の1、航空写真ですダイダイの線に囲まれた、水色のところが非農地通知対象農地となります。

次ページが〇〇、最終が〇〇となります、担当地区を特にご確認をお願いします。

なお、対馬市には、このような土地が、2万筆弱あると思われ、一括での処理

が困難なため、年次計画を立て、取り組んでいきたいと考えております。

また、今年度より非農地通知申出書も準備しておりますので、事務局にご相談ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました、質疑等ございませんでしょうか。

(18番委員挙手)

18番 糸瀬安則委員

事務局に、お尋ねします、この非農地の問題ですが、写真ですが、航空写真で判断してあると思いますが、どの範囲まで見えるのですか。

(事務局挙手)

事務局課長補佐

山林につきましては、山のように見えますし、農地は、きれいに作ってある所はきれいな畑のような色に見えます。

荒れていて、木とか生えている場合は、荒れた中に木が見えたりします。

(18番委員挙手)

18番 糸瀬安則委員

それで判断されているのですね。

われわれの調査したものと、プラス航空写真で判断されているのですね、分かりました。

議 長

ほかに質疑等ございませんか。

(13番委員挙手)

13番 佐伯武久委員

〇〇の写真ですが、畑になっているのですが、栗を植えてあります、この大きな畑の部分、山林でもかまいませんが。

(事務局長挙手)

事務局長

確認をしますので、お待ちください。

議 長

協議会にします。

総会に戻します。

ほかに質疑等ございませんか、質疑が無いようにありますので、賛否をおはかりいたします。

議案第25号につきまして、佐伯委員の指摘した農地を除き、原案のとおり通知することに、賛成の方の挙手をお願いします、全員賛成でございます。

原案のとおり通知することに、決定いたします。
次に、議案第33号「農地法第52号の規定に基づく賃借料情報の提供について」を議題といたします、事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

32ページをお開き願います。
議案第26号の「農地法52条の規程に基づく賃借料情報の提供について」を、説明いたします。

提案理由、農地法52条の規程により、すべての農業委員会において、賃借料、情報を提供することになっているため、提案するものであります。

次のページをお開き願います。

公表値は、すべて1反あたりの1年間の額となっています。
地目、田、賃借料平均額5,628円、最高額7,000円、最低額2,500円、データ数は82件です。

地目、畑、賃借料平均額4,397円、最高額7,000円、最低額2,500円、データ数は34件です。

なお、28年度中に出された賃借をまとめたものであります。貸借金額が無いもの、0円のもの、入っておりません。

以上で説明を終わります。ご審議の程、お願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(18番委員挙手)

18番 糸瀬安則委員

中間管理機構もこの体制になるのですか。

(事務局長挙手)

事務局長

28年度の中間管理機構も含めて、28年度中の金額が入ったもののデータでございます。

(20番委員挙手)

20番 小宮正至委員

農地の税金について、貸した方が払うのか、借りた方が払うのか、基本的にはどちらになるのですか。

(事務局長挙手)

事務局長

貸した方が、土地の所有者が支払うことになります。

議長

ほかに質疑等ございませんか。

質疑が無いようにありますので、議案第26号の公表値の提案につきまして、異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、原案のとおり提供することに、決定いたします。
続きまして、議事日程第5、その他の事項ですが、何かありませんか。

(事務局長挙手)

事務局長

今度の市議会に提案する、農業委員会の報酬について説明します。
第1回市議会定例会で農業委員、農地利用最適化推進委員の報酬の一部改正案を上程します、年額報酬の金額はこれまでと変わりませんが、名称を基礎年額とします。

それから、今年度までは、農地利用状況調査の活動実績を報償費で支払っていましたが、国の方針で、活動実績も報酬で上乗せして支払いをし、成果実績も報酬に加算し支払いをするようになりますので、活動報酬、成果報酬も支払いが出来るように条例の一部改正案を上程の準備をしております。

(18番委員挙手)

18番 糸瀬安則委員

農業委員さんだけですか。

(事務局挙手)

事務局課長補佐

追加で支払う報酬につきましては、農業委員さんはもちろん、推進委員さんにもございます。それから、地元の協力委員さんには、今までと同じ方法で支払われます。

(事務局長挙手)

事務局長

なお、活動成果の報酬は、年度末、2月の中以降に一括支払いになりますので、ご了解ください

議長

報告があります、私が会長になりまして、3年間で初めて農業者年金の加入者がありました、名前は伏せますが、農業委員さんの息子さんになります、本当にありがとうございました。

それでは、総会を閉じたいと思います、皆様方には慎重に、ご審議いただき、ありがとうございました、以上、本日の総会を閉会いたします。